



## 湾岸・アラビア半島地域ニュース

### バハレーン：ホテル、レストランでのアルコール類提供禁止令 (現地報道取り纏め)

1. (1) 情報省は約 70 軒のホテルに対し、外国人歌手及び外国人バンドの雇用を禁止する旨を通達した。本通達は 3 月 4 日から発効する。  
情報省の観光担当次官補代行によれば、本通達に該当するホテルの 80% は、先に 2006 年 11 月 23 日に通達を受けており、3 月 4 日からこれが適用される。残る 20% のホテルは、2007 年 1 月に指導を受けており、4 月 14 日から通達が適用される。
- (2) 住宅地、寺院或いは学校に隣接するホテルやレストランには、アルコール類の販売とディスコの営業を禁じる通達も出されている。本通達は 2007 年 5 月 1 日より適用され、対象となるホテル、レストランには、2006 年 11 月にその旨の書面が送付されている。
2. (1) バハレーンのホテル、レストラン協会 (BSHRO) は、情報省の通達に対して高等民事裁判所に提訴しているが、最高裁判所に対しても、高等裁判所の評決が出るまで通達実施の凍結を訴えた。  
又、BSHRO は、高等裁判所に対し、ホテル側の準備が整うまで通達実施の凍結を訴えると共に、87 のホテルと 5 千人の従業員が危機に晒されているとして、損害賠償も求めている。
- (2) 通達の凍結理由は、商工会議所や観光業界、観光局と BSHRO が委員会を設置し、ホテルの対応や失業対策が講じられるまで、或いは、ホテルから銀行への融資返済の調整機関として、最低 5 年程度が必要としている。又、BSHRO は、本通達が違法であり、ホテルの所有者やバハレーン人労働者、海外投資家に対する人権侵害に当たると主張している。
- (3) BSHRO のサナド会長は、最高裁には高等裁判所の評決が出るまで通達実施の凍結を訴えているが、高等裁判所の評決には 1 年以上かかるかも知れないので、3 月 11 日に予定されている最高裁判所の審理で「通達」実施が凍結されることを望んでいると述べた。